

栃木県公報

令和8(2026)年
4月30日(木)
号外
第30号

目次

告示

○公印の作成..... 1

訓令

○栃木県公印規程の一部改正..... 1

告示

栃木県告示第263号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。
令和8(2026)年4月30日

栃木県知事 福田 富一

名称	印影	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	使用開始日	公印管理者
栃木県県税事務所長印		方20	てん書	電子計算機用	令和8(2026)年5月1日	文書学事課長
栃木県自動車税事務所長印		方20	てん書	電子計算機用	令和8(2026)年5月1日	文書学事課長

(文書学事課)

訓令

栃木県訓令第9号

本
出 先 機 関
教育委員会事務局
教育委員会事務局教育事務所
教育委員会の所管に属する教育機関
人事委員会事務局
監査委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局
警察本部
警察

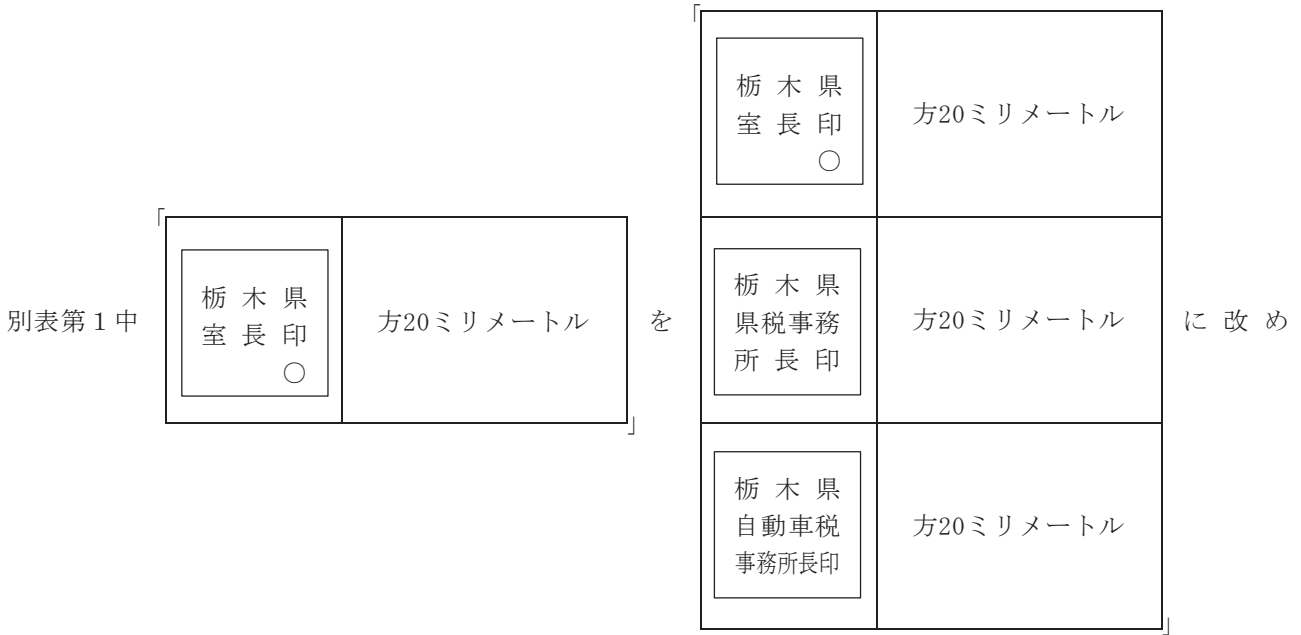
栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）の一部を次のように改正する。



る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条、第14条関係）			別表第2（第4条、第14条関係）		
公印の種類	用途	保管課長等	公印の種類	用途	保管課長等
略			略		
県税事務所 所長印	<u>電子計算機 用</u>	略	県税事務所 所長印	<u>納税通知等 帳票用</u>	略
	<u>納税通知等 帳票用</u>				
自動車税事 務所長印	<u>電子計算機 用</u>		自動車税事 務所長印		
	<u>納税通知等 帳票用</u>				
略			略		

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

（文書学事課）